

調布市福祉タクシー券及びガソリン費助成事業の制度改正（案）

1 改正内容

障害児・者の移動にかかる経済的負担の軽減と外出機会の確保を目的として、要綱に基づき実施している、「福祉タクシー等事業」及び「ガソリン費助成事業」を廃止し、新たに「(仮称)お出かけサポート手当」※を創設するもの。

※調布市心身障害者福祉手当条例を改正し、同手当とあわせて支給予定。

2 背景

障害児・者の移動については、公共交通機関のバリアフリー化が進んできたことから、多様な交通手段が利用されているなか、市が実施している福祉タクシー等事業は、タクシー料金の支払いに使えるタクシー券を配布するもので、タクシー以外に使えないことや、金券のため再発行できないこと、精神障害者が対象外となっていることなどが課題となっていた。このため、多様な交通手段に対応できる助成制度を求める意見が出ていた。

また、ガソリン費助成事業は、対象が、特殊改造した自己所有の車を障害者本人が運転する場合に限られていることから、保護者等が運転する車両も対象とすることを求める意見が出ていた。

そこで、この2つの事業を見直し、より利用しやすい制度を検討することを目的として、令和2年10月に、学識経験者、障害者団体、当事者等で構成する「調布市福祉タクシー券のあり方検討委員会」を設置し、協議をしてきた。令和5年3月にその結果が報告書としてまとめられ市に提出されたことから、その内容を踏まえた新たな制度を創設するもの。

3 現行制度との比較

		現行		新制度（案）
		タクシー券	ガソリン費	(仮称)お出かけサポート手当
対象者	身体障害者手帳	1・2級（聴覚障害除く）	上肢・下肢・体幹の1・2級 ※自己所有，本人運転に限る	1・2級（聴覚障害除く）
		内部・下肢・体幹の3級		内部・下肢・体幹の3級
	愛の手帳	1・2度		1・2度
	精神障害者手帳			<u>1級</u>
対象外（支給制限）	入所・3か月以上の入院			入所・3か月以上の入院
支給方法	タクシー券の交付	口座振り込み（現金） 領収書の提出		<u>口座振り込み（現金）</u> <u>※年3回に分けて支払</u>

(参考)

支給金額	39,000円/年 3級は19,500円/年	上限額 2,750円/月 33,000円/年	<u>30,000円/年</u> <u>3級は15,000円/年</u>
------	---------------------------	---------------------------	---

■「支給金額」については、パブリック・コメント手続における意見募集の対象外※となりますが、この度の条例改正に伴う従前の制度との比較の参考として掲載しています。

※調布市パブリック・コメント手続条例第4条（適用除外）の規定に基づくものです。

4 新制度開始時期（予定）

令和6年4月から ※心身障害者福祉手当とあわせて支給するため、初回の振込みは令和6年8月